

地域の自主性及び自立性を高めるための
改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の公布による都市計
画法に関する権限移譲について（報告）
（都市計画法改正に伴う権限移譲について）

都市計画制度に関する地域主権改革の推進

【地方分権改革推進計画】

(平成21年12月15日閣議決定)

【地域主権改革一括法】

《都市計画に対する国・都道府県の関与》

- ・三大都市圏等の大都市(特定区域)における都道府県の都市計画に関する国土交通大臣の同意付き協議を廃止する。
- ・市の都市計画に関する都道府県の同意を要する協議を同意を要しない協議とする。(平成23年8月2日施行)

【第2次一括法に基づく都市計画法の改正】

(平成23年8月30日公布、平成24年4月1日施行)

①《都市計画の策定及びその内容》

- ・都市計画の策定義務及びその内容の義務付け見直す。

②《新たに市町村決定とすべき主な都市計画》

- ・三大都市圏等の用途地域等(特別区を除く)
- ・4車線以上の市町村道
- ・大規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業等

等

③《新たに指定都市決定とすべき主な都市計画》

- ・区域区分(都市計画区域マスタープランを都道府県で定めることが前提)
- ・一般国道、高速自動車国道

等

④《建築許可》

- ・すべての市へ移譲

新たに生駒市へ移譲される事務

これまで、奈良県が都市計画決定を行っていた以下の都市計画について、平成24年4月1日から生駒市が定めることとなります。

1.地域地区

- ・用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区
- ・10ha以上の風致地区及び特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を除く）
（2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）
- ・緑地保全地域（2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）

2.都市施設

- ・4車線以上の市道、一般自動車ターミナル、大学又は高等専門学校、2,000戸以上の一団地の住宅施設など
- ・10ha以上の公園、緑地、広場及び墓園（国又は都道府県が設置するものを除く。）

3.市街地開発事業

- ・50haを超える土地区画整理事業、3haを超える市街地再開発事業、20haを超える住宅街区整備事業、3haを超える防災街区整備事業

4.市街地開発事業等予定区域

- ・20ha以上の一団地の住宅施設予定区域

都市計画法改正に伴う決定権者一覧表

H23.8.2現在

都市計画の内容		市町村決定 都道府県 知事協議	都道府県(指定都市(*1))決定		
			大臣同意不要	特定区域(*2) のみ大臣同意	大臣同意必要
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針					●
区域区分の区域区分の有無及び方針並びに国の利害に重大な関係がある都市計画の決定の方針				●	●
区域区分 都市再開発方針等				●	●
地	用途地域(*3)	三大都市圏等(*4)	● ←	○	
		その他	○		
	特別用途地区(*3)		○		
	特定用途制限地域(*3)		○		
	特別容積率適用地区	三大都市圏等(*4)	● ←	○	
		その他	○		
	高層住居誘導地区	三大都市圏等(*4)	● ←	○	
		その他	○		
	高度地区(*3)		○		
	高度利用地区		○		
域	特定街区		○		
	都市再生特別地区				○
	防火地域・準防火地域		○		
	特定防災街区整備地区		○		
	景観地区(*3)		○		
	風致地区(*3)	面積10ha以上	● ←	○	
		その他	○		
	駐車場整備地区		○		
	臨港地区	特定重要港湾			○
		重要港湾		○	
区	歴史的風土特別保存地区				○
	緑地保全地域		● ←	○	
	特別緑地保全地区	面積10ha以上	● ←	○	
		その他	○		
	(近郊緑地特別保全地区)				○
	緑化地域		○		
	流通業務地区			○	
	生産緑地地区		○		
	伝統的建造物群保存地区(*3)		○		
	航空機騒音障害防止地区			○	
航空機騒音障害防止特別地区			○		
促進区域	市街地再開発促進区域		○		
	土地区画整理促進区域		○		
	住宅街区整備促進区域		○		
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○		
遊休土地転換利用促進地区					
被災市街地復興推進地域			○		
都	道	一般国道			●
		都道府県道		○	
		4車線以上			
		4車線未満		○	
		その他の道路	● ←	○	
		4車線以上			
		4車線未満	○		
	路	自動車専用道路			●
		高速自動車国道			
		その他		○(*5)	
都市高速鉄道				○	
駐車場			○		
自動車ターミナル	一般	● ←	○		
	専用	○			
市	空港	第1種			●
		第2種・第3種		●	
		その他	○		
	公園・緑地	国が設置する面積10ha以上のもの			●
	面積10ha以上	● ←	○		
	その他	○			

都市計画法改正に伴う決定権者一覧表

都市計画の内容			市町村決定 都道府県 知事協議	都道府県(指定都市(*1))決定		
				大臣同意不要	特定区域(*2) のみ大臣同意	大臣同意必要
施	広場・墓園	面積10ha以上	● ←		○	
		その他	○			
	その他公共空地		○			
	水道	水道用水供給事業	○	●		
		その他	○			
	電気・ガス供給施設		○			
	下水道	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域	○	●	
			その他	○		
		流域下水道 その他	○		●	
	汚物処理場・ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設	○	○		
		その他	○			
	地域冷暖房施設		○			
	河川	一級河川	○			●
		二級河川	○	○(*6)		
		準用河川	○			
	運河		○	○		
	学校	大学・高専	● ←	○		
		その他	○			
図書館・研究施設等		○				
病院・保育所等		○				
市場・と畜場		○				
火葬場		○				
設	一団地の住宅施設	2,000戸以上	● ←		○	
		2,000戸未満	○			
	一団地の官公庁施設		○			○
	流通業務団地		○		○	
	電気通信事業用施設		○			
	防風・防火・防水・防雪及び防砂施設		○			
	防潮施設		● ←			
	市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超	● ←		○
面積50ha以下			○			
新住宅市街地開発事業		○		○		
工業団地造成事業		○		○		
市街地再開発事業		面積3ha超	● ←		○	
		面積3ha以下	○			
新都市基盤整備事業		○		○		
住宅街区整備事業	面積20ha超	● ←		○		
	面積20ha以下	○				
防災街区整備事業	面積3ha超	● ←		○		
	面積3ha以下	○				
市等街予定区域事業	新住宅市街地開発事業予定区域		○		○	
	工業団地造成事業予定区域		○		○	
	新都市基盤整備事業予定区域		○		○	
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域		● ←		○	
	一団地の官公庁施設予定区域		○		○	
	流通業務団地予定区域		○		○	
地区計画等	地区計画		○(*7)			
	防災街区整備地区計画		○(*7)			
	沿道地区計画		○(*7)			
	集落地区計画		○(*7)			

- 生駒市において定められている都市計画の種類
- 他の市町村の都市計画として、生駒市区域内に決定されているもの
- H23年法改正に伴い権限が市町村に移譲される都市計画の種類

- *1 ●印の都市計画は、指定都市の区域においても都道府県決定。
- *2 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等の全部又は一部を含む都市計画区域、三大都市圏の都市開発区域、人口30万人以上の市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域(大臣指定)、これらと密接な関連のある都市計画区域(大臣指定)。
- *3 準都市計画区域についてのこれらの都市計画は、市町村決定(あらかじめ、都道府県知事の意見聴取)。
- *4 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域。
- *5 指定都市が決定するのは、首都高速道路、阪神高速道路、指定都市高速道路以外のものに限る。
- *6 指定都市が決定するのは、一の指定都市の区域内に存するものに限る。
- *7 都道府県知事の同意事項は、地区計画の区域・位置、地区施設の配置・規模、建築物等の用途の制限等に限定。